

■ 地域がん診療連携拠点病院の指定要件充足状況

指定要件
(必須項目のみ記載)

○研究も要請済みで体制も整備されている。○充足 (体制のみ整備)、△充足不足、×未充足、
()については、必須要件ではない。

指定要件	諏訪赤十字病院	飯田市立病院
① 集学的治療の提供体制及び標準的治療等の提供 ア 集学的治療及び緩和ケアを提供する体制の整備 イ 各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療等の実施 ウ ケリテイクアルバスの整備 エ キヤンサーボードを設置し、定期的な開催	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
② 化学療法の実施体制 ア 緊急時に外来化学療法室において化学療法を提供する当該がん患者が入院できる体制の確保 イ 化学療法のリジメンを審査し、組織的に管理する委員会の設置	○ ○	○ ○
③ 緩和医療の提供体制 ア 医師、看護師等を構成員とする緩和ケアチームを整備と適切な提供 イ 外来における専門的な緩和ケアの提供体制の整備 ウ 症状緩和に係わるカンファレンスを通じ、回復期病棟 エ 院内での緩和ケアチームによる診察が受けられる旨の提示 オ 退院後の自宅における緩和ケアに関する療養上必要な説明及び指導 カ 緩和ケアに関する相談等の窓口の設置、在宅療養支援診療所等との連携協力体制の整備	○ ○ H21.3まで H21.3まで ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
④ 病期連携・病診連携の協力体制 ア 地域の医療機関からの紹介患者の受け入れ イ 患者の状態に適した医療機関への逆紹介の実施 ウ 院内外の医師が相互に症例相談・診断依頼を行う連携体制の確保 エ 地域連携クリティカルパスの整備(H24.4.1) オ 地域の医療機関等と協力し、共同の診療計画の作成	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
⑤ セカンドオピニオンの提示体制	○	○
① 専門的な知識及び技能を有する医師の配置 ア 専任の放射線療法に携わる医師の1人以上の配置(原則常勤) イ 専任の化学療法に携わる医師の1人以上の配置(原則常勤) ウ 緩和ケアチームに、専任の身体症状の緩和に携わる医師を1人以上配置(原則常勤) エ 緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる医師を1人以上配置 オ 専任の病理診断に携わる医師を1人以上配置(原則常勤)	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
② 専門的な知識及び技能を有するコメディカルスタッフの配置 ア 専従の放射線治療に携わる常勤の診療放射線技師を1人以上配置 イ 専任の放射線治療における機器の精度管理等に携わる常勤の技術者を1人以上配置 ウ 専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置 エ 外来化学療法室に専任の化学療法に携わる常勤の看護師を1人以上配置 オ 緩和ケアチームに専従の緩和ケアに携わる常勤の看護師を1人以上配置 カ 緩和ケアチームに協力する薬剤師及び医療心理に携わる者をそれぞれ1人以上配置 キ 細胞診断に係る業務に携わる者を1人以上配置	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
③ 勤務環境 ア 各診療科を包含する居室等を設置 イ 病院長による専門的ながん医療に携わる活動実績等の定期的評価・改善	○ ○	○ ○
① 年間入院がん患者数 (年間入院がん患者数が1200人以上であること)	2,057	1,972
② 専門的治療室の設置 ア 放射線治療に関する機器の設置(リニアック等体外照射を行うための機器) イ 外来化学療法室の設置 ウ 集中治療室の設置 エ 白血病を専門とする分野に携わる場合、無菌室の設置 オ がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための場を設けること	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
③ 敷地内禁煙等 施設内禁煙等のたばこ対策についての取組	○	○
(1) 研修 プログラムに準拠した医師を対象とした緩和ケアに関する研修を毎年定期的に実施	H21.5-6月	H21.4月
(2) その他研修 がん医療に携わる医師等を対象とした早期診断及び緩和ケア等に関する研修の実施	○	○
(3) カンファレンス 地域の医療機関等の医療従事者も参加する合同のカンファレンスの定期的開催	○	○
① 相談支援センターの設置 (ア 国立がんセンターによる研修を受けた専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人以上配置(H22.4.1)) イ 患者、家族及び地域の医療機関からの相談等に対応する体制の整備 ウ がん患者団体との連携協力体制の構築	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
② 相談支援センターの業務 ア がん診療及びがんの予防・早期発見等に関する一般的な情報の提供 イ 地域の医療機関及び医療従事者に関する情報の収集、提供 ウ セカンドオピニオンの提示が可能な医師の紹介 エ がん患者の療養上の相談 オ がん医療の連携協力体制の事例に関する情報の収集、提供 カ アセスメントによる肺がん及び中皮腫に関する医療相談 キ その他相談	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
(2) 院内がん登録	○	○
ア 健康局長事務課長が定める「標準登録様式」に基づき院内がん登録の実施	○	○
イ がん対策情報センターによる研修を受講した専任の院内がん登録の業務を担う者を1人以上配置(H22.4.1))	○	○
ウ 毎年、院内がん登録の集計結果等をがん対策情報センターへ情報提供	○	○
エ 報道府県が行う地域がん登録事業に積極的に参加	○	○
(3) その他 (ア 我が国に多いがん以外のがんについて、集学的治療等を行っている場合には、そのがんの種類等の広範) (イ 臨床研修等を行っている場合、進行中の臨床研究の進捗状況及び過去の臨床研究の成果の広範) (ウ 参加中の治療がある場合、その対象疾患名及び薬剤師等広報しているか)	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○

3 情報の収集提供体制